



トランスナショナルな市民社会におけるシティズンシップと人権 : 欧州憲法条約の可能性と限界 (特集 多元的共生社会の構築 : 被災地の現場から : 特集3 ふたたび市民社会を考える)

中村, 健吾

(Citation)

社会学雑誌, 23:172-196

(Issue Date)

2006-03-31

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81011049>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011049>



トランスナショナルな市民社会におけるシティズンシップと人権

—— 欧州憲法条約の可能性と限界 ——

中 村 健 吾

大阪市立大学大学院経済学研究科教授

政体としてのEUは、欧州というスプラナショナルな次元からナショナルな次元を経てサブナショナルな次元までをふくむ「多次元システム」を構成しており、単なる国家連合ではないが、かといって連邦国家に発展していくわけでもない。そうした「多次元システム」としてのEUの性格は、「条約」でもあれば「憲法」でもあるという欧州憲法条約のハイブリッドな特性にも投影されている。同条約はフランスとオランダの市民に

よって拒絶されたとはいえ、その第Ⅱ部に盛り込まれたEU基本権憲章は、国民国家の枠を超える多次元的なシティズンシップを構想するうえでの興味深いアプローチと教訓を提示している。そこには、非市民を排除する構造をともなうシティズンシップを普遍主義的な人権の理念へと向かって開いていく手がかりが見いだされる。

はじめに

EUでは、二〇〇四年五月に調印をみた欧州憲法条約の批准過程がたいへんな困難に直面している。同条約が発効したならば、その第Ⅱ部をなす「EU基本権憲章」は、法的拘束力をとまなうEU市民の諸権利と人権とを保障するはずであった。しかし、フランスとオランダの

市民は同条約の批准を拒否した。それともない、EUに憲法的な秩序を付与するという大胆な試みはさしあたって挫折した。

とはいえ、「欧州憲法条約」というプロジェクトは、グローバリゼーションと地域統合が進展する二一世紀初頭の世界にあって、シティズンシップと人権をいかにしてトランスナショナルに保障するかという課題に取り組む

うえて、興味深いアプローチと教訓を提示していることに変わりはない。本稿は、このプロジェクトが有していた潜在的な可能性と限界とに光をあてようとするものである。

第一節では、「憲法」でもあり「条約」でもあるという欧州憲法条約の「一種独特の」性格を検討することをおして、「多次元的ネットワーク・ガバナンスのシステム」としてのEUの特質を素描する。第二節では、フランスとオランダの市民が欧州憲法条約を拒否した理由のひとつとして、EUに端を発する国民的福祉国家の構造改革があることを指摘する。第三節では、国民国家を超える欧州レベルでのアイデンティティとシティズンシップとが形成されうる可能性の条件を探る。そして第四節では、EU基本権憲章を手がかりにしつつ、閉鎖的であらざるをえないシティズンシップの原理を普遍主義的な人権の理念に向かつて開いていく可能性について考えてみたい。

一 欧州憲法条約とは何か？

——「条約」か、それとも「憲法」か？

EUはいま、一九五一年の六カ国による欧州石炭鉄鋼共同体（ECSG）創設以来の約半世紀にわたる欧州統合史上において、最大の正当性の危機に直面している。

二〇〇五年五月末から六月上旬にかけて行なわれた欧州憲法条約を批准するための国民投票において、フランスとオランダの市民の多数派は同条約への拒絶の意思を表明した。たしかに、加盟国が二五カ国以上に増えていくEUをニース条約（二〇〇三年二月発効）によって運営しつづけるなら、EUにおける意思決定の遅滞・停滯は避けられないであろう。しかしながら、今回の投票結果をもっぱらそうしたガバナンスの効率性の観点から論じることとは、危機の深みを矮小化することにつながる。

本節では、この正当性危機の性格について議論する前に、まずは欧州憲法条約をめぐるもうひとつの根本問題に論及しておきたい。すなわち、欧州憲法条約とは何かという問題である。欧州憲法条約は、EUという「国家」が基礎をおく「憲法」なのか。それとも、それは、欧州経済共同体（EEC）を創設したローマ条約やEUを創設したマーストリヒト条約と基本的には同一次元の「条約」なのか。^②

立憲主義の自由主義的な理解によれば、そもそも近代憲法とは、市民の権利のカタログと国家の諸機関相互の関係とを規定し、国家権力を上位の法規範によって抑制することで、市民の権利と自由を国家権力による侵害から防衛するための制度である。欽定憲法であると共和制憲法であるとを問わず、ともかく近代憲法が制定される

ことで、国家権力が介入してはならない市民たちの自由の領域が定められ、国家と市民社会との境界線が引かれることになった。ドイツ系の「法治国家」理念であれ、アングロサクソン系の「法の支配」であれ、この点では変わりがない。

欧州憲法条約は、たしかに憲法典としての体裁をとっている。同条約の第Ⅰ部はEUの目標、基礎的な機関、運営の原則などを定め、第Ⅱ部にはEU基本権憲章をおき、第Ⅲ部ではEUの諸機関相互の関係と意思決定の手續きについて詳細に規定している。とりわけ、第Ⅱ部のEU基本権憲章は、欧州憲法条約が発効したならば、法的拘束力をもつ基本権とシティズンシップの諸権利とを保障することになる。しかも、憲法を主権者があたえたという体裁を整えようとして、若干のEU加盟国では憲法条約批准のための国民投票が行なわれている。

しかし他方において、欧州憲法条約が条約であることも事実である。すなわち第一に、欧州憲法条約は主権国家間の取り決めのであり、調印の主体は加盟国の政府であって、EUの市民ではない。もしかりにEUが「連邦」国家になるのなら、欧州憲法は条約という形態をとらずに全加盟国における一斉の市民投票によって採択されるべきであろう。ところが、欧州憲法条約はすべての加盟国において国民投票にかけられるわけではなく、

国民投票制度をもたない加盟国では同条約を議会が可決し批准したにとどまる（たとえばドイツやイタリア）。第二に、同条約の改正手続きは、原則としてすべての加盟国における批准を予定しているのであって（IV-四四三条）、多数決をもってしては行なわれない。多数派の意思におのれの意思を服従させようということとは、ある政治的共同体が「政体polity」であるかどうかを測る試金石であるのだが、欧州憲法条約の改正手続きはこの「政体」としての基準を満たしていない（Weiler, 2003: 19f.）。

しかも、「EUシティズンシップ」を享受することができる（つまり、「EU市民」としての地位身分を得ることができる）のは、EU加盟国のシティズンシップを有する者だけである。条約は、本稿の第四節で述べるように、加盟国のシティズンシップから独立した一定の「人権」を規定しているが、国民国家のシティズンシップから独立したEUシティズンシップを設けてはいない。連邦国家におけるシティズンシップはたいいてい、まず連邦市民としての地位身分を取得すると、そこから今度は州市民としての地位身分が派生するというふうに、連邦のシティズンシップのほうが州のそれよりも根源的であるという構造になっている。EUでは逆である。つまり、EUのシティズンシップは、加盟国のシティズンシップを取得することによって派生的に獲得される第二次的な地位

身分であるにすぎない。

なるほど、たとえば主権国家間の条約であるとしても、それが諸国家間の関係を体系的に規制するかぎりにおいて一定の憲法的な性格を帯びてくることは、国際法の分野で指摘されてきた。とりわけ第二次世界大戦後は、国連の国際人權規約をはじめとする一連の国際人權保障のシステムが発達するにともない、伝統的国際法におけるように国家のみが国際法の主体とみなされることは否定され、個人も国際法の主体となることが常識になっている。かつまた、欧州憲法条約の発効を待つまでもなく、EUはすでにもろもろの条約と欧州司法裁判所の判決とによって一定の立憲主義的な構造を獲得してきたというのが、欧州司法裁判所自身の認識である (Monar, 2002: 40f.)。すなわち第一に、諸条約はすでにEUの諸機関の権限と相互の関係を規定している。第二に、EU法は加盟国の国内法より優越している (優越性原理)。そして第三に、EU法は (市民をふくむ) 法主体に対して直接的な拘束力を有するのであり、そのかぎりにおいては加盟国の国内法とみなされる (直接効果原理)。しかもEU法は、個人としての市民がその侵害を欧州司法裁判所に直接訴えることができるような諸権利をもある程度まで生み出してきたのである (ワイラー、一九九八・二九以下)。

とはいえ、EUがすでに形成してきた立憲主義的な構造に対して、欧州憲法条約が質的に新しい次元を付け加えることも否定できない。同条約は、パリ条約からニース条約まで幾多の条約によって規制され、見通しがたいほど複雑な構造を呈するにいたったEUの第一次法を、——欧州原子力共同体条約のみを別にして——単一の「憲法典」に束ねあげている。法的な拘束力を有する市民の権利を基本権憲章において体系的に保障することも、欧州統合史上においては初めてのことである。つまり、欧州憲法条約は単なる条約であることを超えて、あたかもひとつの国家の憲法であるかのような性格を帯びている。

一——「多次元システム」としてのEU

いずれにせよ欧州憲法条約は、戦後の国際法が帯びるにいたった憲法的な性格とひとつの国家の憲法としての性格とを併せもつハイブリッドな法である (Thüser, 2004: 24)。そこには、単なる主権国家の連合体ではないのだけれども、かといって「ヨーロッパ合衆国」と呼べるような連邦国家にはなりそうにない、「一種独特の」政体としてのEUの性格が反映されている。別稿において詳しく論じておいた点であるが、EUは欧州石炭鉄鋼共同体として出発した時点からすでに、その制度的構造に

において政府間主義 (intergovernmentalism) とスプラナシヨナリズムとをブレンドしていたのであり、欧州憲法条約はEUのそうした混合的な性格を再生産しているだけだといえることができる。条約に「憲法」という語が付けられているせいではしばしば誤解されている点だが、EUは欧州憲法条約の発効によって、われわれが「連邦国家」という名称のもとに慣れ親しんできたような政体へと発展していくのではない。EUはむしろ、欧州憲法条約の発効後においてすら、国家性 (statehood) のスプラナシヨナルな次元 (欧州委員会、欧州司法裁判所、欧州中央銀行など)、政府間主義的な次元 (欧州理事会や閣僚理事会)、ナシヨナルな次元 (加盟国の政府)、サブナシヨナルな次元 (地域政府や地方政府)、ひいては市民社会の次元 (企業やNGOなど) が公式・非公式のネットワークをとおして複雑に絡みあった「多次元的ネットワーク・ガバナンスのシステム」でありつづけるだろう (中村、二〇〇五)。この混合的なシステムは、EUがたとえ連邦国家へと発展していくうえでの一時的・過渡的な形成物ではなく、政体としてのEUの永続的な特性を示すものとなっている⁽⁸⁾。

「多次元システム (Mehrebenensystem)」としてのEUのそうした性質は、欧州憲法条約にも投影されざるをえない。同条約は、加盟国の憲法に取って代わるのではな

く、それを補完するだけなのであるから、「補完的憲法 (Komplementärverfassung)」と呼ぶこともできよう (Kleger, 2004: 47)。実際、欧州憲法条約はもしそれが発効するならば、マーストリヒト条約の起草と批准の過程において見られたのと同様に、加盟国の憲法や憲法的秩序とのあいだで相互に作用しあい、絡みあっていくにちがいない⁽⁹⁾。欧州憲法条約は加盟国の憲法秩序とともに重層的な構造を形成することによって、その正式名称がいうとおり「欧州のための憲法を制定する条約」となるであろう⁽¹⁰⁾。それはまさに、「多次元的な立憲主義 (a multi-level constitutionalism)」と呼ぶことができる (Wessels, 2005: 32)。

二 欧州憲法条約はなぜフランスとオランダで拒否されたのか?

二一 市民統合のシンボルとしての憲法

EUはこれまで「憲法」をもたないまま条約によって運営されてきたし、加盟国の拡大にともなう意思決定方法の変更についても条約の改正によって対処してきた。二〇〇四年五月に加盟国がそれまでの一五カ国から一挙に二五カ国になったからといって、「条約」を「憲法」に移し替えるなければならない必然性はない。欧州憲法条約

に関するかぎり、「法学的に見れば、それが条約という形態をとることで失われるものは何もないし、憲法の形態をとることで新たに得られるものもない」(Grimm, 2004: 452)。

では、これまでの条約とは異なる「憲法」という形態を欧州憲法条約が帯びなければならない必要性は、どこにあるのだろうか。

それはディーター・グリムによれば、EU市民のアイデンティティを醸成し、これまでのEUに欠落していた欧州市民社会の統合を生み出すという点に求められる。憲法は時と場合に応じて、市民の統合とアイデンティティのシンボルとなることができる。たとえば、アメリカ合衆国憲法、ドイツ連邦共和国基本法、日本国憲法などは、建国の歴史や敗戦・占領などの経験と結びついて、それぞれの国民的アイデンティティの一部をなしているといってもよいであろう。日本国憲法についていえば、前文や第九条の文言の一部を暗唱することのできる人はいかなりいるはずである。そして、そうした文言はある一定の世代にとっては、戦中や戦後の経験を想起させるエモーションな効果を有している。EU基本権憲章を備えた欧州憲法条約もまた、EUの旗や欧州歌(ベートーヴェンの「第九交響曲」とならんで、市民を統合するシンボルとなることを期待されていた。そもそも政府間会

議がジスカールデスタン元フランス大統領を議長とする「欧州協議会 (European Convention)」に条約の起草を委託したとき、それが条約という形態をとるか憲法という形態をとるかとは定まっていなかった。にもかかわらず、「欧州協議会」がこれに憲法という形態を付与することを決断した背景には、憲法の発揮する社会的統合効果とアイデンティティ醸成効果への期待があったと思われる(ebd.: 452f.; Weiler, 2003: 28f.)。

しかし、欧州憲法条約がそうした効果をもちえないことは、ただちに明らかになった。同条約はフランスとオランダでの国民投票において相次いで否決されたからである。欧州統合というプロジェクトに最初から参加してきたこれら両国における否決がもたらす影響は深刻である。二〇〇六年にはチェコ、アイルランド、そしてイギリスにおいて同条約をめぐる国民投票が予定されていたが、イギリスのブレア政権はすでに国民投票の凍結を宣言しており、二〇〇六年一〇月までにすべての加盟国が批准を完了して同年一月に条約を発効させるという当初のスケジュールは実現不可能となった。現行の条文のままでは、フランスとオランダの市民が近い将来に条約への態度を変化させるという見通しはきわめて乏しいので、EUに憲法典のようなものを付与するというプロジェクトはさしあたって挫折したといわざるをえない。で

は、フランスとオランダの市民の多数派は欧州憲法条約をなぜ拒否したのだろうか。

二二 EUの「民主主義の赤字」

私見によれば、フランスとオランダでの投票結果は実は、マーストリヒト条約の批准過程ですでに露呈していたEUの「民主主義の赤字」と「社会的な赤字」をもう一度白日のもとにさらしたにすぎない。マーストリヒト条約は、政治同盟や社会同盟を置き去りにし、もっぱら経済・通貨同盟（EMU）の創設を急ぐことで単一市場を完成に導こうとしたネオリベラルなプロジェクトであった。ところが、一九九二年にデンマークの国民投票でマーストリヒト条約が否決されたことを受けて、フランスのミッテラン大統領（当時）が同条約を自国での国民投票にかけることを決断して以来、欧州統合はそれまでのようにエリートの専断事項であることを部分的に脱し、画期をなす政治的意思決定へ市民を関与させるにいたったのである。フランスの国民投票においてマーストリヒト条約は可決されたが、「ウィ」と「ノン」の差は僅かであった（賛成五一％、反対四九％）。EUの「民主主義の赤字」と「社会的な赤字」は、この時点ですでに臨界点に達していた。「パンドラの箱」は開けられる寸前にあったのである。にもかかわらず、欧州統合はそれ以降

もネオリベリズムへの傾斜を強めながら、市民のほとんどが気づき知らないところで推し進められてきた。

なるほど、欧州憲法条約は、もっぱら欧州理事会と政府間会議によって（つまりは加盟国政府の首脳と官吏たちによって）起草されたマーストリヒト条約とは異なり、ジスカールデスタン元フランス大統領を議長とし、加盟国政府、欧州議会、加盟国の議会などの代表が参加した「欧州協議会」をとおして起草され、その起草過程が逐一EUのホームページやマスメディアをとおして公開されただけでなく、欧州各地での市民に対するヒアリングも不十分ながら行なわれた。このため、欧州憲法条約の起草過程は「欧州統合史上、最も民主的要素が強い方法によって進められてきた」という評価を下した研究者もいる（原田、二〇〇四・二三五）。ところが、「欧州協議会」によるこの相対的に開かれた審議の過程ですら、ドイツに住むある哲学者の目から見れば「閉ざされた扉の背後でなされたエリートたちの討議」にすぎず、「ブリュッセル以外の地では反響を見いださなかった」のである（Habermas, 2004: 73）。

二三 安定・成長協定と欧州憲法条約

また、欧州憲法条約は一方においてEU基本権憲章を盛り込みながら、他方ではEUのネオリベラルな指向性

をいっそう昂進させている。

たしかに同条約は、EUの目標を定めた第一部第三条の第三項において、「欧州の持続可能な発展」「高度の環境保護」とならんで、「完全雇用（フル就業）」と社会進歩をめざす高度の競争力を有する社会的市場経済」の実現を謳い、「社会的排除と差別を克服する」ことを掲げている。これらの目標は、単一市場の形成や経済・通貨同盟をとおして経済競争力の強化を至上目的に掲げてきた一九八〇年代以降のネオリベラルな統合のあり方を軌道修正しようとして、EUが実際に取り組んできた課題でもある。EUに端を発する規制緩和の波は、つねに同時に欧州レベルでの「再規制」や地域的・社会的結束のための補償措置をも呼び起こしてきたのであり、そのかぎりにおいてEUは単なる「自由市場のヨーロッパ」ではない。

だがしかし、小林勝が指摘しているように、「完全雇用」や「社会的市場経済」といった言葉は、量的に欧州憲法条約の半分以上を占める第三部ではまったく使用されていない。第三部はそれらの言葉に代えて、現行の諸条約が使用している「高水準の雇用」「自由競争をともなう開かれた市場経済の原則」「安定した物価」といった語句をもっぱら用いている（小林、二〇〇五：三八三）。それに加えて、条約の第三部第一八四条には、単一通貨「ユ

ーロ」をすでに導入した国に適用されている「安定・成長協定」（一九九七年）に沿って、「加盟国は過剰な財政赤字を回避するものとする」という規定が盛り込まれ、これに違反しつづける加盟国に対する制裁措置も予定されている。すなわち、これまで「ユーロ」を導入した加盟国にしか適用されてこなかった半永久的な緊縮財政の義務は、欧州憲法条約の発効にともないEUの全加盟国政府に適用されることになる。経済・通貨同盟に加盟するための経済収斂基準と安定・成長協定という、スプラナショナルなネオリベリズムの核心装置は、欧州憲法条約にも挿入されてしまったのである。しかも、ドイツとフランスが対GDP比3%を超える財政赤字によって違反しつづけていたがゆえに、加盟国の有力な首脳たちのあいだですら評判の悪かった安定・成長協定の緩和が二〇〇五年三月の欧州理事会で合意されたにもかかわらず、欧州憲法条約は安定・成長協定の諸規定をほぼそのまま継承している。多くの点で主たる加盟国における既存の権利保障の水準を超えているわけではないEU基本権憲章の中身を見るなら、欧州憲法条約は全体として、物価安定優先のマネタリズムによって刻印されているといわざるをえない。

フランスやオランダの市民の多数派が欧州憲法条約の批准を拒否したことの理由は、当然のことながら各市民

表 欧州憲法条約に対するフランスでの反対票の理由 (複数回答有り)

憲法条約はフランスの失業を悪化させる	46%
現状に対する不満を表明しなかった	40%
条約の修正が許されていないこと	35%
条約はあまりにも自由主義的である	34%
条約は理解するのが著しく難しい	34%

出 所：2005年5月31日付け『ル・モンド』紙。

の政治的志向に応じて異なっている。中には、自国の政府がEUに主権を委譲しつづけることを憲法条約が固定化しかねないとか、あるいは中東欧諸国やトルコがEUに加盟することにもそも反対であるというような、ナショナリズムや西欧中心主義にもとづく反対票もあったであろう。しかしながら、筆者の見るところでは、欧州憲法条約への反対票の中心部分はいずれも、相変わらずエリート主導で進められている欧州統合の過程と、そのもとで実行されてきた「埋め込まれたネオリベリズム」の政策とに対する疑念や反発に由来するものであった。

皮肉なことに、欧州憲法条約の個々の条文が反発を受けたのではない。四四八条の条文、三六本の付属議定書、そして五〇もの宣言文からなり、冊子体

すると約五〇〇頁に達する欧州憲法条約の全体に眼をとおして、その内容（ことに、最も長く入り組んだ第三部）を理解した市民はきわめて少数であっただろう。だからといって、フランスやオランダの市民が軽はずみな選択をしたということでは決してない。なぜなら、欧州憲法条約とEUの将来をめぐって、両国では国民投票に先立って徹底した討論が行なわれてきたからであり、そのことは、フランスで七〇%、オランダで六三%という国民投票の高い投票率にも反映されている。両国の市民の多数派は、熟慮のうえで欧州憲法条約を拒否したのだ。市民の拒否反応は、政策の決定過程から自分たちがほとんど締め出されてきたことに向けられている。フランスの国民投票で条約に「ノン」の投票をした市民のうちの三四%が、「条約は理解するのが著しく難しい」という点を「ノン」の理由に挙げているという事実は重い（表を参照）。憲法は本来、行政の法律適合性を高めることで、市民にとっては行政的執行の予見可能性と透明性を保障するはずである。そして、もろもろの条約を一本化した欧州憲法条約は、市民にとってのEUの透明性を向上させるはずであった。ところが、四四八条の条文を備えた複雑怪奇な欧州憲法条約はかえって、EUがいかに官僚制的な手続きによって運営されているかという現実と「ブリュッセルの遠さ」とを市民にあらためて印象づけて

しまったのである。

フランスとオランダの市民はまた、自国の政府が近年実施している福祉国家の構造改革が、EUを重要な源泉にしていることを正しく見抜いていた。すなわち、自国の政府の政策への反発が不当にも欧州憲法条約への反発に転化してしまったというのではなくて、「勤労福祉(welfare)」重視の改革路線が多次元的ネットワーク・ガバナンスのもとでEUの諸機関と加盟国政府とによって共同で執行されていること⁽¹⁵⁾に対し、市民は批判票を投じたのである(表を参照)。

要するに、欧州統合がこれまで公共圏にさらされることのないエリート間の審議と交渉のみによって進展し、自国の政治家たちが欧州レベルでの法律や決定を盾にあって福祉国家のネオリベラルな構造改革を推し進めていることに、フランスとオランダの市民が欧州憲法条約を拒否した理由は見いだされる。

欧州憲法条約を制定するというプロジェクトが破綻したことは、手放しで肯定されるべき事柄ではない。なぜなら、それは、政治的統合への志向がまたもや後退することによって、「EUが共通市場と自由貿易地域⁽¹⁶⁾になりはて、そうすることでネオリベラルな立憲主義としての性格をいっそう明白に帯びるようになる」ことを意味しているからである(Hirsch, 2005: 185)。

EUが陥った正当性の危機は深刻である。それは、欧州憲法条約を「欧州協議会」という名のエリート諮問会議に差し戻して条文に若干の修正を加えたうえで再度国民投票にかけるなどという彌縫策では、もはや克服不可能である。選挙によって欧州協議会のメンバーを選びなおし、市民にもっと開かれた草案起草過程を組織し、安定・成長協定とともに批判を浴びている条約の第Ⅲ部を見直さないかぎり、欧州憲法条約というプロジェクトを復活させることはできないだろう。

三 欧州市民社会はいかにして可能か？

EUは「整合化の開かれた方法(OMC)」というソフトな調整手法によって加盟国の社会政策と社会保障政策に影響をおよぼし始めている⁽¹⁷⁾。だが、失業や社会的排除といった問題に欧州レベルで本格的に取り組むにあたってネットワークになってくるのが、豊かな加盟国から貧しい加盟国への所得移転を豊かな加盟国の市民にも納得させるような「連帯」の論理と感情である。それは、国民国家の枠を超えるEU市民としてのトランスナショナルなアイデンティティの形成いかに、つまりはトランスナショナルな欧州市民社会の形成いかにかかっている。だが、そのような欧州市民社会は果たして形成可能なだろう

か。そうした市民社会の形成はきわめて困難であるということを、まさに欧州憲法条約に対するフランスとオランダでの国民投票の結果が示したのではないか。

三― 多次元的なシティズンシップの可能性

近代国民国家におけるナショナル・アイデンティティが自生的なものではなく、数多くの国家的・非国家的インフラストラクチャーをとおして人為的に生み出されていった歴史的な経緯については、ベネディクト・アンダーソンの『想像の共同体』をはじめとして、すでに豊富な先行研究が存在する。新聞、義務教育（国語と歴史）、国旗や国歌、徴兵制、そして第二次世界大戦後はシティズンシップの社会的権利といった人為的な制度が、市民としてのアイデンティティと連帯を育んできたのである。だとすれば、そうした市民形成のプロセスが欧州レベルでは進行しないと最初から決めつけようような根拠など存在しない。ユルゲン・ハバーマスが論じているように、欧州市民や欧州市民社会は、加盟国の市民に直接かわりをもつような欧州レベルの制度的インフラストラクチャーが整備されるにともない、しだいに現実味を帯びてくるであろう（Habermas, 2001: 118）。法的拘束力をもつEU基本権憲章は、そうしたトランスナショナルなアイデンティティを育む重要なインフラストラクチャーの

一部となるはずである。

欧州市民としてのアイデンティティはしかも、マニエル・カステルが指摘しているように、ナショナルなアイデンティティやローカルなアイデンティティに取って代わる排他的なアイデンティティである必要はない。欧州のアイデンティティは、一人の市民の中でナショナルなアイデンティティやローカルなそれと共存しうる（Castells, 1999: 349ff.）。欧州市民としてのアイデンティティは、欧州における市民のシティズンシップが都市や州におけるシティズンシップからナショナルなシティズンシップを経てEUシティズンシップにいたるまで多次元的であることに対応して、各層が共存し互いに補完しあうような多層的アイデンティティでありうる。

だがしかし、そうした多層的なアイデンティティや多次元的なシティズンシップにおいては同時に、あるひとつの層ないし次元が他の層や次元とコンフリクトに陥る可能性も排除できない。欧州憲法条約の批准過程において露呈したのが、まさにそうしたコンフリクトであった。フランスとオランダの市民は、EUシティズンシップとナショナルなシティズンシップとのあいだで苦しい二者択一を強いられたのである。

三― 勤労福祉と市場型シテイズンシップ

EUの雇用政策のキー・コンセプトである「雇用確保力 (employability)」や「勤労福祉 (workfare)」は、労働力の脱商品化をメルクマールとするケインズ主義的福祉国民国家 (エスピノーアンデルセン、二〇〇一・二二三以下) から、労働力のより効果的な――すなわち、より高い競争力を備えた――再商品化をメルクマールとするシュムペーター主義的勤労福祉ポストナショナル・レジームへの移行を表現している (Jespersen, 2003)。この移行にともないEUにおいて形成されつつあるトランスナショナルな社会的シテイズンシップは、「勤労福祉」へと傾斜しており、フレキシブルで競争的な労働市場において一定の「雇用確保力」をもつ市民にのみあたえられる「市場型シテイズンシップ」の様相を帯び始めている (デランティ、二〇〇四・四一以下)。それは、フォーディズム時代のケインズ主義的福祉国民国家において保障されていた社会的シテイズンシップほどには、社会的結束を生み出す力を有していない。経済・通貨同盟の形成と並行して「社会的ヨーロッパ」の建設を訴えていたジャック・ドローール元欧州委員会委員長が語っていたように、「誰も市場と恋に落ちたりはしない」のであれば、市場型シテイズンシップへと変質しつつある欧州の社会的シテイズンシップは、市民社会を形成し統合する力において

劣っているといわざるをえない。なぜなら、勤労福祉へと傾斜した市場型シテイズンシップは、社会的不平等を助長し制度化する度合いがケインズ主義的福祉国家時代の社会的シテイズンシップよりもはるかに大きいからである²⁰。

EUレベルでの本格的な資源再分配政策を支えてくれるようなEU市民としてのアイデンティティと連帯は、クラウス・オッフエが主張しているような「統合にともなう不利益を甘受する」覚悟が市民にできているかどうかなどという (Offe, 1998: 129)、決断主義的な根拠に頼る必要はない。とはいえ、ナショナルなシテイズンシップの欠損を補ってくれていると市民が感じ取ることのできるようなEUシテイズンシップが形成されなければ、「同胞への責任と連帯」が醸成される基盤は生まれえないであろう。

四 「シテイズンシップか、人権か」という二者択一を超えて

四― シテイズンシップの閉鎖性と人権のアポリア
シテイズンシップはT・H・マーシャルによって、「ある共同社会の完全な成員である人びとにあたえられた地位身分」というふうに定義された (マーシャル／ボット

モア、一九九三・三七)。この定義はいくつかの点を曖昧なままにしている。第一に、「完全な成員」としての資格を誰がどのような基準によって決定するのだろうか。第二に、「ある共同社会」の境界線（「共同社会」の内と外）はどのようにして決まるのだろうか。これら二点の決定に際しては、いつも恣意性がつきまとう。言い換えれば、シティズンシップはつねにすでに「市民」と「非市民」、市民社会の「内」と「外」という区分ないし排除の構造をとともなわざるをえない。ある市民社会の完全な成員であることの要件を備えていない人、たとえば日本では日本国籍をもっていない人や定住所をもっていない人は、市民としての平等な権利と義務に不完全にしか与えることができない。シティズンシップはたしかに、内側にいる人にとっては権利を保障するシステムになりうるのだが、ある一定の共同社会の外側にいる人はせいぜい部分的にしか権利に与えないという閉鎖的な構造をどうしてもともなってしまう。

そうであるがゆえに、欧州という（ひいてはグローバルな市民社会という）トランスナショナルな空間において権利の保障を考えようとする場合、「シティズンシップに代えて人権（human rights）を」という主張がよくなされる。たとえばトム・ボットモアは、「シティズンシップというよりもむしろ一般的な人権という概念枠組みにお

いて市民的、政治的、社会的権利を検証するべきである」と述べている（同前：二〇一）。

たしかに、人権とは原理的にいえば、「人間が単に人間であるということにもとづいてもつことが出来る権利」である。したがって、そこでは、なんらかの共同社会への所属や資格が問われることはない。その意味で、人権はシティズンシップとは違ってさまざまな人に、万人に開かれているはずである。

ところが、人権には、いかなる共同社会にも所属していない単なる人間とは一体何なのかという問題がいつも付きまといっている。人権を「自然の権利」という概念でもって先取りしていた近代ヨーロッパの啓蒙思想家たちは、トーマス・ホッブズに典型的に見られるように、人びとが契約によって市民社会あるいは国家を形成する以前の自然状態において、個人としての人間がその「本性（nature）」にもとづいてもっている権利であると考えた。それは、中世の身分制秩序とそれが織りなす特権の体系を思弁のうえで一旦は消去し、新しい個人の権利を根拠づけるための道具であった。しかし、いつさいの帰属から解放された生身の、裸の個人である人間の「本性」が何であるかという問題に対して、哲学者たちはそれぞれに異なった回答をあたえてきた。人間本性は「理性」に見いだされるといわれることもあれば、「快楽を求めて

やまない生命」とみなされることもあった。したがって、あれこれの人間本性を独断的に設定することにもとづいて人権を正当化しようとする議論は、結局のところ決着のつかない「神々の争い」(マックス・ヴェーバー)に行きつくしかない。フランス革命の「人ならびに市民の権利宣言」によって提唱された「人間の権利」というスローガンは、その直後に早くもエドムンド・バークによる人権批判とトマス・ペインの人権擁護論とのあいだで確執を呼び起こしたし、フィヒテやヘーゲルといったドイツ観念論の哲学者たちは、人間本性論ではなく「社会的承認」論にもとづいて人権を根拠づけるべく思弁を重ねた。そして、ハンナ・アーレントは、自分自身の亡命の経験にもとづいて、「諸権利をもつ権利 (das Recht, Rechte zu haben)」としての人権は、それが最も必要とされる人びと(難民)に直面したときに無力であったとして、人権への重大な懐疑を提示した。いっさいの社会関係と帰属とを失った生物的個体としての単なる人間が、どうして権利をもつことができるだろうかという疑問である(アーレント、一九七二・二三五以下)。第二次世界大戦の最中、ドイツにおける迫害を逃れてユダヤ人の多くが難民になることを余儀なくされた。そのときに、つまり国籍を失った人びとがもはや人権以外に頼るべきものをもたなかったまさにそのときに、「人権は無力であっ

た」とアーレントはいう。人権は国籍にかかわらずすべての人に開かれているべきなのに、人権を名乗るその当時の人権擁護団体に訴えても、誰も難民を救済することができなかった。アーレントは人権の理念を全否定しようとしたのではないと思われるが、彼女の懐疑は「単なる人間がどうして権利をもつことができるか」という深刻な哲学上の問いとして残っていて、現代の分析哲学はこれに解答をあたえられないでいる(若松、二〇〇三)。分析哲学は、人権が別の目的(たとえば経済成長)にあって有用であるという、人権の道具としての価値を論証することはできても、単なる人間が、つまりはいかなる市民社会にも所属していない人間が、どうして権利をもつことができるのかという問題は、問いの立て方からして解答不可能であろうと思われる。

四―二 シテイズンシップを人権の理念に向かって開く

思うに、「人間」を単数形において理解しているかぎり、人権のはらむ原理的なアポリアを解決することはできない。むしろ、アーレントがくり返し述べているように「人間」を複数形においてとらえるハント(Arendt, 2003: 5ff.)、あるいは漢字表記に則していえば、和辻哲郎が述べたように「人間」を「一定の間柄における我々自身」としてとらえること(和辻、一九六二・一三〇―傍点は引

用者)が、このアポリアから抜け出るための糸口となるように思える。この点から見ると、フイヒテやヘーゲルによる「人格の社会的承認」による権利の根拠づけの試みは、現代の哲学よりもはるかに説得力のあるアプローチを提示している。本来のテーマからそれることになるのでこの点に深入りすることは避けなければならないが、「自然の権利」にヘーゲルが対置した「社会の中で人間が自由な人格として互いに承認しあうことで形成される権利」という考え方は、人権がかかえる原理的なアポリアを突破する手がかりになりうると筆者は考えている。²¹ヘーゲルのそうしたアプローチを復権することの必要性は、「グローバルな市民社会」における人権の妥当性を根拠づけようとして「社会に先立つ自然の諸権利 (pre-social natural rights)」や「近代以前の自然法 (pre-modern natural law)」(Delanty/Rumford, 2005: 178, 182) などといったあまりに素朴な自然主義的観念に頼ろうとする傾向が現代の社会科学にも依然として見いだされる中にあることは、なおいっそう急を要するものとなっている。

ところで、アーレントは人権がはらんでいる原理的な難点のみならず制度的な難点をも実は指摘していた。権利は一定の政治的共同体の内部においてのみ、侵害からの回復が可能な要求として保障されうる。訴えるべき制度的な審級(裁判所)が存在しないような空間では、正

当な要求は権利とはなりえないからである。なるほど、第二次世界大戦後の現代国際法のもとでは、国連の世界人権宣言や国際人権規約をはじめとして、ナショナルなシティズンシップには必ずしも由来しない「人権」がある程度まで制度化されてきた。しかし、国連による人権保障がナショナルなシティズンシップの諸権利の保障に備わっているほどの実効性をもっていないことも事実である。シティズンシップを全面的に人権へと置き換えるような制度配置は、この世にはまだ存在していない。

いずれにせよ、人間が権利をもつという事態を根拠づけることは哲学的には難問であり、トランスナショナルな人権保障の制度もまた現時点ではまったく不完全である。筆者はしたがって、シティズンシップが閉鎖的な国民国家のメンバーシップとしばしば重ねあわせられているからといって、シティズンシップをほうり投げて人権にすべて置き換えるべきだとはまったく考えていない。むしろ現実には、シティズンシップが閉鎖的であることを自覚したうえで、権利や尊厳の侵害をめぐる具体的な経験に取り組むことをとおして、シティズンシップの閉鎖性を人権の理念に向かって開いていくことが大切であると考えている。難民であること、同性愛者であること、野宿していること、排除されていることによる「痛み」の経験、つまりは現存する市民社会の外側に押し出され

ている人びとの経験をふまえて、シティズンシップの原理を（したがってまた市民社会のメンバーシップを）人権に向かって少しずつ開いていく作業が重要だと思われる。したがって、人権というのは所与の固定された権利のカタログを意味しているのではなくて、まだ実現されていない権利に向かって市民社会が進んでいくことをうながす理念であり、内容とそれを享受する人びとの範囲とをめぐってシティズンシップを不断に拡張していく過程ないしはプロジェクトの別名にほかならない。

そのような過程またはプロジェクトはしかし、既存の市民社会の自己理解を揺さぶらずにはいない。市民社会から排除されていた「他者」の経験は、市民社会の内側にいた「市民」ないし「われわれ」の知覚、振る舞い、慣習、そして制度のあり方を疑問にさらすはずである。シティズンシップを開いていく作業は、自己反省をととした自己変容を旧市民たちに迫るのである。それは、ハバーマスが論じているような、旧市民の文化に対してなら変更を迫らず、市民社会の中に新たに包摂される人びとにのみ一方的に「民主主義的な意思決定の手続き」への適応を要求する「他者の受容（Einbeziehung des Anderen）」にとどまってはならない⁽²³⁾。シティズンシップの開放はむしろ、市民のほうが他者の生活世界に入り込み、それを理解することをふくんだ、「他者への越境的関

わり（Transbeziehung auf die Anderen）⁽²³⁾」であり、そうした関わりを経た反省的な自己変容をとみななければならぬ。

したがって、エティエンヌ・バリバルが論じているように、シティズンシップは既存の市民社会に出生または居住によって帰属することにもなう「地位身分（status）」を根拠にして定義されるのではなく、時代に応じて更新される「社会契約」に由来するものとして構想される必要がある（バリバル、二〇〇〇：七一・Somers, 1993: 589, 611）。トランスナショナルで、マルチカルチュラルで（キムリツカ、一九九八）、しかも開かれたシティズンシップは、不断の論争と闘争をとおして、内容の面でも、それを獲得する主体の面でも、不断に再定義され、拡張され、豊富化されていく「構築主義的プロジェクト」である（デランティ、二〇〇四：一五六）。しかも、そうした開かれたシティズンシップは、既存のシティズンシップをすでに享受している旧市民たちのあいだで、「市民」とは誰か」「われわれ」とは何者か」という自己反省と自己変容をいやおうなしに迫るのである。

四—三 EU基本権憲章の意義と限界

興味深いことに、欧州憲法条約の第II部をなすEU基

本権憲章には、EU加盟国のシティズンシップを有する市民（つまりはEU市民）だけが享受することのできる諸権利とならんで、「万人（everyone; jeder Mensch）」が享受しうる権利を、すなわち人権を、多数掲げている。マーシャルのいうシティズンシップの「市民的権利（civil rights）」に該当する諸権利がみな、EU基本権憲章における人権に数えあげられていることは驚きに値しない。同憲章は他方でしかし、マーシャルが「社会的権利（social rights）」と呼んだ諸権利の一部をも、EU市民のみならず「万人」が享受しうる権利として位置づけている。たとえば、「〔無償の義務教育をふくむ〕教育に対する権利ならびに職業教育および再訓練を受ける権利」（II-七四条）、「妊娠・出産とかかわる理由による解雇からの保護に対する権利、ならびに有給の母性休暇および出産または養子縁組後の子育て休暇に対する請求権」（II-九三条）、「人間にふさわしい生活を保障すべき社会的支援（soziale Unterstützung）および住宅のための支援に対する権利」（II-九四条）、そして「予防医療の利用および医師の診療に対する権利」（II-九五条）などは、「万人」が享受しうる権利と定められている。これに対して、政治的権利（political rights）、EU域内自由移動の権利、ならびに外交的保護の権利などは、EU市民にのみ適用される権利とされている。

市民的権利のみならず社会的権利の一部が万人の享受すべき人権として位置づけられていることは、重要な意味をもっている。たしかに、憲章に掲げられた社会的権利を現場において保障するのは、EUの諸機関ではなくて加盟国の関連当局である。トランスナショナルな欧州福祉国家は存在しないからである。しかし、右記のような一連の社会的権利がナショナルなシティズンシップに依存しない権利として定められたことは、特定の共同社会における「地位身分」をもはや根拠にはせず、しかも——市民的権利とは違って——公的な当局からの給付をとまなうような諸権利を、トランスナショナルに保障しようとするものだといえる。ここにも、人権の理念をシティズンシップの中に浸透させていく試みが見いだされる。憲章に定められた人権としての社会的権利は、そうした権利を移民に対して不十分にしか保障していないEU加盟国では、移民の不完全なナショナル・デニズンシップ（denizenship）を補完するトランスナショナルなデニズンシップとして機能するかもしれない。それは、ローカルなシティズンシップとナショナルなシティズンシップとトランスナショナルなそれとが互いに補いあうという多次元的なシティズンシップの先駆けともなりうる。他方でしかし、EU基本権憲章が「万人」に保障しているのが「受動的市民」の権利であることは否めない。

憲章が「万人」の人権から慎重に除外した政治的参加の権利は、公民的共和主義 (civic republicanism) によるシテイズンシップ理解の根幹をなしている。⁽²⁴⁾ 公衆の前に現われて発言し、意思決定に関与するという「実践 (practice)」の権利を保障されない人は、たとえどれほど豊かな社会的権利を享受しているにせよ、「公民」としての本質的な資格を奪われているのである。EU基本権憲章が政治的権利の担い手を厳格にEU市民にのみ限定していることは、政治生活の中に他者が参加してくることで公共圏が変容し活性化するという、⁽²⁵⁾ 「他者への越境的関わり」が生む実り豊かな可能性を欧州憲法条約が排除したことを意味している。

かつまた、EUが必要としているのはより多くの権利を掲げたリストを作成することではなくて、加盟国の法や欧州人権規約⁽²⁶⁾においてすでに設けられている諸権利に実効性を付与するような「人権政策」であるというJ・H・H・ワイラーの主張は、傾聴に値する (Weiler, 2003: 31)。加盟国における人権侵害を監視し、必要とあればそれを司法に訴えるような機関が、EUには欠けている。欧州委員会は、市場での企業による独占的地位の濫用を規制する競争総局を擁しているが、諸権利を効果的に保障するための「人権総局」ないしは「基本権総局」をまだ有しているはいない。

ともあれ、しばしば目的論的だと批判されるマーシャルのシテイズンシップ論は、シテイズンシップのダイナミックで開かれた性質を図らずも示唆している。「能動的市民」とはみなされていないかった無産者や女性に、政治的権利の拡大にともなって市民社会へと包摂されていたし、正統派の自由主義の教義からすればおよそ市民の権利だとは考えられもしなかった社会的権利は、シテイズンシップの不可欠の構成要素となっていたことを、マーシャルは印象深く描き出しているからである。そして、シテイズンシップのそうした開放と豊富化は資本主義社会の深刻な変容をももたらした。シテイズンシップは、「いまだ実現されていないもの」としての人権の理念に結びつくことによって、そのダイナミックな潜在力を発揮する。しかし、シテイズンシップのそうした潜在力は憲法を制定する行為から生まれてくるのではなくて、人格としての尊厳を傷つけられたという具体的な経験とそれへの異議申し立てから生じるのである。

註

(1) 付属議定書等を除く欧州憲法条約本体の全条文は、(小林、二〇〇五)において日本語に翻訳されている。

(2) ちなみに、欧州憲法条約の名称を忠実に日本語訳すると、「欧州のための憲法を制定する条約」(Treaty establishing a

Constitution for Europe; Traité établissant une Constitution pour

「Europe」があるいは「欧州のための憲法に関する条約 (Vertrag über eine Verfassung für Europa)」となる。この名称については、いくつかの疑問点が浮かんでくる。特定の国家の憲法を表記する場合、不定冠詞ではなくて定冠詞が用いられるのが普通であるにもかかわらず、欧州憲法条約においては *constitution* や *Verfassung* という語の前にわざわざ不定冠詞が付けられているのはなぜか。そして、「EUのための憲法」ではなくて「欧州のための憲法」と命名されているのはなぜか。筆者はそうした疑問に対する確たる解答をもちあわせていない。筆者の勝手な憶測によれば、第一に、欧州憲法条約は既存のもろもろの条約を単一の条約に整理統合したものであるがゆえに、単数形を示す不定冠詞を付したという理由が考えられる。第二に、欧州憲法条約は、EUのみならず加盟国の憲法をもふくんだ「欧州」という政治空間を規制するさまざまな憲法的秩序の一部であることを示すために、*a Constitution for Europe* という表現が採用されたとも考えられる。そして第三に、現在の欧州憲法条約は *the Constitution* と呼べるようなEU憲法の最終的な形態ではなく、あくまで暫定的な法典にすぎないというニュアンスが込められているのかもしれない。

(3) 欧州憲法条約がEUの制度的構造にもたらす主要な変化を列挙するなら、①閣僚理事会における意思決定の条件を緩和したこと(特定多数決を原則とする)、②EC、共通外交安全保障政策、警察・刑事司法協力というマーストリヒト条約以来のEUの列柱構造を廃止し、法人格を有する新しいEUを単一の条約によって根拠づけたこと、③欧州議会を閣僚理事会とならぶEUの立法機関として位置づけ、同議会が立法に

関与する政策領域を拡大したこと、④法案に対して加盟国の議会が意見を表明する機会を制度化したこと、⑤欧州理事会常任議長とEU外相のポストを設けたこと、⑥複数の加盟国での百万人以上の署名によってEU市民が欧州委員会に対して法案の提出を要求しうる権利を設けたことなどが挙げられる。

(4) EUのケースに最も近いシェンゲンシップの構造をもつ連邦国家は、スイスであるといわれている。スイスでは連邦のシェンゲンシップは、州でのシェンゲンシップ取得を基礎にして派生するものだからである。とはいえスイスにおいても、州でのシェンゲンシップの取得をめぐる一般的な規則は連邦の法律によって定められている (Bauböck, 2004: 175)。

(5) 欧州司法裁判所は、優越性原理を一九六四年以降の一連の判決において定式化し、直接効果の原理をすでに一九六三年の判決において導入している(ワイラー、一九九八・二九以下)。そして、同裁判所は一九八三年に出した判決の中で、欧州経済共同体条約をECの「憲法的基本文書 (basic constitutional charter)」と規定したのである(同前: 一七)。

(6) この点については、(中村、二〇〇五)の第I章第4節の2項と第VI章第3節の1項を参照されたい。

(7) 「欧州憲法条約」の草案は、「欧州協議会 (European Convention)」によって起草されたあと、これまでの条約改正の際と同様に政府間会議によって検討され、加盟国の政府によって調印され、国民投票が行なわれる場合もあるとはいえ——各加盟国によって批准される。しかも、「欧州憲法条約」を改正するには、最終的には政府間会議での全会一致による合意と全加盟国での批准とが必要とされている (IV -

四四三条)。つまり、「欧州憲法条約」はその発効と改正のための手続きから見れば依然として条約なのであって、これに「憲法」という語を冠することは誤解の元になると警告する論者もいる (Dehousse, 2005 : 110)。

(8) 政体としてのEUが帯びている、こうした「一種独特の」性質は、EUを果たして「近代国家」の概念とそのコロラリ―とによって把握することができるとかという問いへとわれわれを導いていく。筆者は、EUを「国家」というカテゴリーによってとらえることはできず、むしろ端的に「帝国 (empire)」の概念を用いて理解するべきであると考えている。詳細は、(中村、二〇〇五)の第VI章第3節を参照されたい。

(9) マーストリヒト条約に定められた欧州中央銀行 (ECB) の地位と権限が、政府からの独立性を法的に保証されて「物価の安定」を追求するドイツ連邦銀行をモデルにしていることはよく知られている。これは、EUの憲法秩序に加盟国の憲法的秩序が影響をおよぼすことの一例である。他方、マーストリヒト条約は多くの加盟国において、自国の中央銀行の地位と権限を欧州中央銀行のそれに (つまりはドイツ連邦銀行のそれに) 適合させていくことを強いた (田中、一九九六)。これは、EUの憲法的秩序が加盟国の憲法秩序に変容をもたらすという事態の一例である。

(10) 欧州憲法条約の正式名称が有する含蓄については、注2を参照されたい。

(11) EUによる最近の公式文書に登場する full employment という語を機械的に「完全雇用」と訳してしまうと、誤解の源となる場合が多い。なぜなら、EUのいう full employment とは、非自発的失業がない状態 (完全雇用) よりも、むしろ早期退

職、雇用確保力 (employability) の不足、失業扶助や公的扶助の受給などの理由から非労働力化している人びと (非就業者) を労働市場に再参入させることを意味しているからである。このため、濱口桂一郎は full employment に「フル就業」という訳語をあてている (濱口、二〇〇四 : 一七六―一八)。

(12) EUでは、それをとりまく社会的力関係のおかげでマーガレット・サッチャー流のあからさまなネオリベリズムは貫徹せず、その代わりに、ネオリベリズムの要素と新しい社会民主主義 (「第三の道」) の要素を取り入れた「埋め込まれたネオリベリズム」 (van Apeldoorn, 2002) がヘゲモニー・プロジェクトとして浸透した。「埋め込まれたネオリベリズム」は、ネオリベラルな政策が生み出す不平等や格差に一定の是正を加えようとして、公的な当局による一定の政策調整や介入を求める。それは、ネオリベリズムを社会の中に「埋め込む」ことで、これに多少の「持続可能性」を付与しようとするのである。詳細は、(中村、二〇〇五)の第1章第2節および第III章第4節を参照されたい。

(13) ドイツの憲法 (基本法) は一八三条、EU加盟国の憲法の中で最も長いポルトガルのそれでも二九九条、日本国憲法は一〇三条の条文をもつが、アメリカ合衆国憲法の場合はたった二六条しかない。

(14) 「勤労福祉 (workfare)」とは、資力調査付きの公的扶助を支給する際の前提条件として、提供された労働機会を引き受ける義務を受給者に課すこととして定義することができる。加盟国の雇用政策を整合化するためにEUが一九九八年から毎年のように決定してきた「加盟国の雇用政策のためのガイドライン」は、「人びとの雇用確保力 (employability) を高め

る」というスローガンのもとで「勤労福祉」を指向する構造改革を加盟国の政府に勧告しつづけている。詳細は、(中村、二〇〇五)の第V章第5節を参照されたい。

(15) フランスでは一九九〇年代に、公的扶助と就労支援とを組みあわせた「参入最低限所得(RMI)」の創設、反排除法の制定、そして週三五時間制の導入によるワーク・シェアリングと若者のための公的な雇用創出措置など、構造的な大量失業を克服して社会的排除を防ぐための野心的な政策が採られてきた。ところが、ラファラン保守政権は、就労への義務を強調する方向へのRMIの改悪、週三五時間制の骨抜き、そして低賃金サービス労働の拡大をとおして、フランスの福祉国家をネオリベリズムに沿って改造する路線を進めてきた。さすがに、事業者が賃金の最も低い加盟国に立地することをするが、EUのサービス市場自由化指令については、欧州憲法条約の国民投票への影響を恐れたシラク大統領が二〇〇五年三月の欧州理事会において指令案の見直しを強く求めたせいで実現をみなかった。いずれにせよ、フランスの市民は、自国の保守政権による構造改革がEUの政策ガイドラインや指令の精神に沿ったものであることを十分に知っている。

(16) 「ネオリベラルな立憲主義」とは、カナダのネオ・グラムシアンであるステイブン・ギルが提起した概念であり、グローバルな資本主義は市場のみによって調整されているわけではなく、むしろ一方におけるOECD、IMF、WTOといった公式の国際組織と、他方における世界経済フォーラム、開大西洋ビジネス対話、日米欧三極委員会といった政治・経済エリートたちの非公式のトランスナショナルなネットワークとによって調整されていることを際立たせようとするもの

である(Gill, 1997)。すなわち、それは、ネオリベリズムに沿ったグローバル・ガバナンスの構造を特徴づけようとする概念である。

(17) 「整合化の開かれた方法(OMC)」とは、①目標達成の期限をとらなうEUレベルでの「政策ガイドライン」の作成、②各国における「最良の」政策や実践を比較・測定するための「量的・質的指標」の策定(ベンチマーキング)、③「ガイドライン」に沿った「ナショナル・アクション・プラン」を加盟国の政府が作成し、欧州委員会に提出する、④「定期的なモニタリング、評価、見直し」をとおして加盟国による「相互学習」を促進するというサイクルからなる手続きである(二〇〇〇年三月のリスボン欧州理事会の議長総括)。これは明らかに、欧州委員会が上から画一的な規則や指令を加盟国に押しつけるのではなく、欧州委員会が提案し閣僚理事会が決定する一定の「ガイドライン」に沿って、加盟国政府自身が立てた目標を加盟国政府自身が追求することをうながすための「ソフトな」ガバナンス手法である(中村、二〇〇五、第I章第3節の3項)。

(18) EUが加盟国での貧困と社会問題に取り組む際のキー・コンセプトとして機能している「社会的排除(social exclusion)」という概念については、(バラ／ラペール、二〇〇五)が当を得た説明をあたえている。また、この概念がEUにおいて演じている役割の批判的分析は、(中村、二〇〇五)の第V章第6節に見られる。

(19) 「勤労福祉」や「雇用確保力」といったEUの社会政策におけるキー・コンセプトについては、注14を参照されたい。

(20) T・H・マーシャルやエスピノーアンデルセンが指摘して

いるように、第二次世界大戦後の福祉国家におけるシティズンシップは社会的不平等を軽減する一方で、「正当な社会的不平等の建設者となってしまう」場合がある（マーシャル／ボットモア、一九九三：一三）。たとえば、マーシャルは機会平等の原則を掲げた教育システムが子どもたちを能力によって選別してしまう事例を挙げており（同前・七九以下）、エスピノーアンデルセンは年金制度をととした現役時代の所得階層の固定化を指摘している（エスピノーアンデルセン、二〇〇一・第3章）。

(21) 以下に引用するヘーゲルの二つのテキストは書かれた時期が大きく異なるとはいえ、人權の哲学的な基礎づけの試みにおいて根本的には同じ方向をたどっている。

「權利（Recht）は純粹な人格、純粹な承認された存在をふくんでいる。したがって、これらは自然状態には存在しない。〔中略〕人は、彼が人間であるということによって、概念において存在する。しかし、自然状態にあつては、人はその概念において存在するのではなくて、むしろ自然存在として、彼の定在においてある。〔中略〕私は人間をその概念において考察する。すなわち、自然状態において考察するのではなく」（Hegel, 1987: 196）。

「自然法が通用しているとされるような自然状態が同時に捏造されると、これに反して社会と国家の状態はかえって自由への制限と自然の諸權利の犠牲とを要求し引き起こすともみなされてしまう。しかし、実際は權利および權利のあらゆる規定は、自然規定の反対物である自由な人格性に、自己規定にもとづいている。〔中略〕自然状態とは、暴力と不法が行なわれている状態であり、これについては、そこから抜け出す

べきであるということ以外に言うべき真実はありえない。それに對して社会は、そこにおいてのみ權利が現實性を有するような状態である」（Hegel, 1986: 311-2）。

ヘーゲルは、従来の自然法や自然の權利といった觀念を批判するが、だからといって法と權利は國家の法定立行為に由来するというような法実証主義的で國家主義的な解釈をも採用しない。彼はむしろ（客觀的）法と（主觀的）權利の基礎を、市民社会における日々の労働と商品交換をととした人格としての相互承認關係に求めている。

(22) （ハーバーマス、二〇〇四）の訳者である高野昌行は、ハーバーマスのいう「他者の受容」をとおして「既存の」共同体自体のアイデンティティになんらかの影響が生ずることを覚悟しなければならぬ」と述べている（同前・三九六）。つまり、「受容」は他者を受容する側の文化にも変容を迫るというのである。しかし、そのような趣旨のことをハーバーマス自身は少なくともこの著作においてはどこでも述べていない。ハーバーマスの強調点はむしろ、万人が同意することのできる中立的な意思決定の手続きは、各人の異なるアイデンティティを侵害しないという点に置かれている。「包摂」と「囲い込み」と「受容」の違いについて述べた重要な箇所では、ハーバーマスはただ次のように語っているにとどまる。「包摂（Inklusion）とは、周辺におかれた人びとを等質な民族共同体の画一性へと囲い込むこと（einzuschließen）をしないで、差別されている人びとの平等化と周辺におかれた人びとの受容（Einbeziehung）とに對して政治秩序が開かれていることを意味している」（Habermas, 1996: 166）。

(23) これは筆者の造語である。

(24) 現代の公民的共和主義によるシティズンシップ論については、(岡野、二〇〇三)の第3章と(デランティ、二〇〇四)の第2章が概観をあたえている。

(25) イギリス連邦(コモンウェルス)に帰属している諸国のシティズンシップを有する者がイギリスに移住した場合、たとえイギリスのシティズンシップを有してなくても国政選挙権をあたえられるという、アマルティア・センがしばしば引き合いに出す事例は、開放的なシティズンシップをとおした公共圏の自己変容のあり方を示していて興味深い。すなわち、センによれば、ドイツやフランスに見られるような外国人排斥を唱える極右政党がイギリスで影響力をもたないのは、インド、ナイジェリア、ガーナ、ウガンダといった国のシティズンシップをもつ定住外国人にもイギリスでは国政選挙権があたえられているからだという。政党はこれら外国人市民の票をも計算に入れなければならないので、外国人排斥の機運を扇動したりはしないのである(See, 2000: 16ff.)。

(26) 欧州人権規約は、欧州石炭鉄鋼共同体とは別個に一九四九年に設立された欧州審議会のもとで、一九五〇年に調印された条約であり、欧州憲法条約におけるEU基本権憲章もこの欧州人権規約の遵守を謳っている。同規約の実効性を確保するために、欧州審議会のもとには欧州人権委員会と欧州人権裁判所が設けられている。

参考文献

アーレント、H (一九七二) 大島通義／大島かおり訳『全体主義の起源2—帝国主義—』みすず書房。

エスピノーア・アンデルセン、G (二〇〇一) 岡沢憲英／宮本太郎監

訳『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態—』ミネルヴァ書房。

岡野八代(二〇〇三)『シティズンシップの政治学—国民・国家主義批判—』現代書館。

キムリッカ、W (一九九八) 角田猛之ほか訳『多文化時代の市民権—マイノリティの権利と自由主義—』晃洋書房。

小林 勝(監訳・解題)(二〇〇五)『欧州憲法条約』御茶の水書房。

田中素香(編著)(一九九六)『EMS—欧州通貨制度—』有斐閣。デランティ、G (二〇〇四) 佐藤康行訳『グローバル時代のシティズンシップ—新しい社会理論の地平—』日本経済評論社。

中村健吾(二〇〇三)『国民国家を超える公共圏の可能性—EUの将来像をめぐるドイツでの論争—』山口定ほか編『新しい公共性—そのフロンティア—』有斐閣。

(二〇〇五)『欧州統合と近代国家の変容—EUの多次元的ネットワーク・ガバナンス—』昭和堂。

ハーバーマス(二〇〇四) 高野昌行訳『他者の受容—多文化社会の政治理論に関する研究—』法政大学出版局。

濱口桂一郎(二〇〇四)『労働市場の改革』田中友義／久保広正編著『ヨーロッパ経済論』ミネルヴァ書房。

バラ、A・S／ラペール、F (二〇〇五) 福原宏幸／中村健吾監訳『グローバル化と社会的排除—貧困と社会問題への新しいアプローチ—』昭和堂。

原田 徹(二〇〇四)『EUガバナンス改革と欧州委員会—ポスト・ニースをめぐる議論の動向を中心に—』堀口健治／福田耕治編『EU政治経済統合の新展開』早稲田大学出版部。

バリバール、E (二〇〇〇) 松葉祥一訳『市民権の哲学—民主主

義における文化と政治』青土社。

マーシャル、T・H／ボットモア、T（一九九三）岩崎信彦／中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級―近現代を総括する「マニフェスト」』法律文化社。

ワイラー、J・H・H（一九九八）南義清ほか訳『ヨーロッパの変容―EC憲法体制の形成』北樹出版。

若松良樹（二〇〇三）『人権の哲学的基礎』『ジュリスト』有斐閣 No.1244。

和辻哲郎（一九六二）『人間の学としての倫理学』『和辻哲郎全集 第九巻』岩波書店。

Arendt, Hannah 2003: *Was ist Politik? Fragmente aus dem Nachlaß*, München/Zürich.

Baoböck, Rainer 2004: The Shape of the New Species: Citizenship and Territorial Borders in the EU Polity, in: Sonja Puntischer Riekmann et al. (eds.), *The State of Europe: Transformations of Statehood from a European Perspective*, Frankfurt a.M./New York.

Castells, Manuel 1999: *The Information Age: Economy, Society and Culture Vol. 3: End of Millennium*, Revised und Updated Edition, Oxford.

Dehousse, Renaud 2005: 'We the States': Why the Anti-Federalists Won, in: Nicolas Jabko/Craig Parsons (eds.), *The State of the European Union, Vol.7: With US or Against US? European Trends in American Perspective*, Oxford.

Delanty, Gerhard/Rumford, Chris 2005: *Rethinking Europe: Social theory and the implications of Europeanization*, London/New York.

Gill, Stephen 1997: Finance, Production and Panopticism, in: Stephen

Gill (ed.), *Globalization, Democratization and Multilateralism*, Tokyo.

Grimm, Dieter 2004: Integration durch Verfassung: Absichten und Aussichten im europäischen Konstitutionalisierungsprozess, in: *Leviathan*, 32. Jg., Heft 4.

Habermas, Jürgen 1996: *Die Einbeziehung des Anderen: Studien zur politischen Theorie*, Frankfurt a.M.

——— 2001: Braucht Europa eine Verfassung?, in: derselbe, *Zeit der Übergänge*, Frankfurt a.M.

——— 2004: Ist die Herausbildung einer europäischen Identität nötig, und ist sie möglich?, in: derselbe, *Der gesplante Westen*, Frankfurt a.M.

Hegel, G.W.F. 1986: *Georg Wilhelm Friedrich Hegel Werke 10: Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse 1830, Dritter Teil: Die Philosophie des Geistes*, Frankfurt a.M.

——— 1987: *Jenaer Systementwürfe 3: Naturphilosophie und Philosophie des Geistes*, Hamburg.

Hirsch, Joachim 2005: *Materialistische Staatstheorie: Transformationsprozesse des kapitalistischen Staatensystems*, Hamburg.

Jessop, Bob 2003: Changes in welfare regimes and the search for flexibility and employability, in: Henk Overbeek (ed.), *The Political Economy of European Employment: European integration and the transnationalization of the (un)employment question*, London/New York.

Klegler, Heinz 2004: Die Idee einer europäischen Verfassung und die Arbeit des Konvents, in: derselbe (Hg.), *Der Konvent als Labor:*

Texte und Dokumente zum europäischen Verfassungsprozess, Münster.

Monar, Jürg 2002: Anmerkungen zur Verfassungsdebatte nach Nizza: Verfassung als Zweck oder Mittel, Verfassungsfähigkeit und Verfassungsentstehung, in: Siegfried Magiera/Karl-Peter Sommermann (Hg.), *Verwaltung und Governance im Mehrebenensystem der Europäischen Union*, Berlin.

Offe, Claus 1998: Demokratie und Wohlfahrtsstaat: Eine europäische Regimeform unter dem Streß der europäischen Integration, in: Wolfgang Streeck (Hg.), *Internationale Wirtschaft, nationale Demokratie: Herausforderungen für die Demokratietheorie*, Frankfurt a.M./New York.

Sen, Amartya 2000: Social Exclusion: Concept, Application, and Scrutiny; *Social Development Papers*, No.1, Manila (Asian Development Bank).

Somers, Margaret R. 1993: Citizenship and the Place of Public Sphere: Law, Community, and Political Culture in the Transition to Democracy, in: *American Sociological Review*, Vol.58, No.5.

Thürer, Daniel 2004: Ein europäisches Verfassungssystem: Umriss und Entfaltungschancen, in: Erhard Busek/Waldemar Hummer (Hg.), *Entappen auf dem Weg zu einer europäischen Verfassung*, Wien/Köln/Weimar.

van Apeldoorn, Bastiaan 2002: *Transnational Capitalism and the Struggle over European Integration*, London.

Weiler, J.H.H. 2003: A Constitution for Europe?: Some Hard Choices, in: J.H.H. Weiler et al. (eds.), *Integration in an Expanding European Union: Reassessing the Fundamentals*, Oxford.

Wessels, Wolfgang 2005: Keynote Article: The Constitutional Treaty- Three Readings from a Fusion Perspective, in: Lee Miles (ed.), *The European Union: Annual Review 2004/2005*, Oxford.